

離島振興対策実施地域の見直しについて

国土交通省 国土政策局
離島振興課
平成27年6月

離島振興対策実施地域指定基準見直しの背景

- 人口減少など離島を取り巻く状況の変化等を受け、策定から約50年が経過した離島振興対策実施地域の指定基準の見直しを実施

離島振興対策実施地域

○離島振興対策実施地域は、離島振興法第二条に基づき主務大臣(国土交通大臣、総務大臣、農林水産大臣)が法第一条の目的を達成するため、国土審議会の意見を聴いて指定。(平成27年4月1日現在:259島)

離島を取り巻く状況の変化

離島における大幅な人口減少

- ・昭和30年と比較して、離島の人口は、約60%減と大きな減少率となっている。

離島振興法における目的規定の改正

- ・離島振興法第一条(目的規定)に、新たに「離島における人口の著しい減少の防止」が盛り込まれた。
- ・離島振興法第一条(目的規定)に、新たに「居住する者のない離島の増加の防止」が盛り込まれ、人口が減少した小規模離島への対応が必要となっている。

「離島活性化交付金等事業計画」の創設など、ソフト施策重視へ

- ・改正離島振興法は、従来のハード整備のみならず、ソフト施策を重視する方針となり、従来より人口規模が小さくても事業効果の発揮が期待できる。

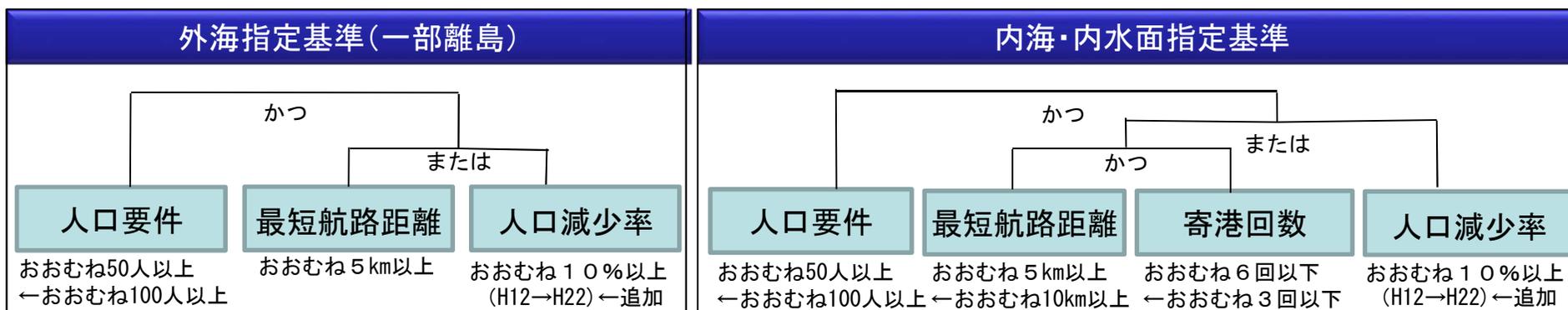
本土側の交通環境の向上

- ・モータリゼーションの進展により、本土側の交通環境が改善し、相対的に離島の隔絶性は悪化している。

指定基準および地域指定の見直し

- 指定基準の見直しにあたっては、有識者から構成される離島指定検討部会で検討
- 合わせて、新たな指定基準に基づき、離島振興対策実施地域の見直しを実施

○離島振興対策実施地域の指定基準



○見直し後の指定基準の運用に関する留意事項

- 1 指定済み離島について、人口要件を満たさなくなった場合においても、今後の振興の方針等を確認のうえ、指定解除について停止することを検討する。
- 2 常時陸上交通が確保された離島について、指定解除を検討する。
- 3 未指定離島の新たな指定にあたっては、各基準を満たしていることを確認したうえで、寄港回数・最短航路距離等の交通条件や社会経済状況などを総合的に判断し、離島振興法第1条の目的に沿うよう行う。

指定基準および地域指定見直しの経緯

平成24年12月20日： 第1回離島指定検討部会
 平成25年 3月 4日： 第2回離島指定検討部会
 3月27日： 第3回離島指定検討部会（指定基準案の決定）
 4月11日： 第10回離島振興対策分科会（指定基準の決定）
 5月 8日： 第4回離島指定検討部会
 6月24日： 第5回離島指定検討部会（指定地域の見直し案決定）
 6月27日： 第11回離島振興対策分科会（指定地域の見直し決定）
 7月17日： 離島振興対策実施地域を見直し（7月31日告示）

離島指定検討部会の設置（H24.10）・専門的な検討



離島振興対策実施地域の見直し結果(追加指定)

- 指定基準を満足していることが確認された「沖島」「前島」「似島」「小豆島」「沖之島」及び「興居島」を新たに指定することが適当
- 今後の振興方針が未定となっている「大島」については、今後、高松市にて取りまとめ予定となっている振興方針が確定した後、あらためて指定の是非を検討

○新たに追加指定された離島

都道県名	市町村名	指定地域名	島名	人口(人) H22年国調	人口減少率(%) H12→H22国調	内海面 内水面	寄港回数 (回/日)	航路距離 (km)
滋賀県	近江八幡市	沖島	沖島	343	29.0	内水面	11	3.3
岡山県	瀬戸内市	前島	前島	180	21.1	内海	29	0.9
広島県	広島市	似島	似島	919	26.4	内海	24	5.2
香川県	小豆島町	小豆島	小豆島	30,167	12.7	内海	84	22.0
	土庄町		沖之島	75	22.7	内海	14	22.1
愛媛県	松山市	忽那諸島	興居島	1,279	25.6	内海	28	1.9

※寄港回数、航路距離は離島振興課調べ

【補足説明】香川県高松市大島に係る経緯

- 未指定離島については、「見直し後の離島指定基準の運用に関する留意事項3」(以下、留意事項3という。)に基づき指定の是非を判断。
- 大島は、指定基準における要件(人口要件および人口減少率)を満足。
- 一方、今後の振興方針が未定であったことから、留意事項3に基づき離島振興法第1条の目的に沿った指定の是非の判断が困難であり、振興方針が確定した後、あらためて指定の是非を検討することとされた。
- 香川県高松市では、有識者等からなる「大島の在り方を考える会」を設置し、振興方針を検討。昨年11月、同市により振興方針及び振興方策が策定された。

○見直し後の離島指定基準の運用に関する留意事項(平成25年4月11日:第10回 国土審議会離島振興対策分科会決定)

1. ~2. (略)

3. 未指定離島の新たな指定にあたっては、各基準を満たしていることを確認したうえで、寄港回数・最短航路距離等の交通条件や社会経済状況などを総合的に判断し、離島振興法第1条の目的に沿うように行う。

指定基準における各要件との関係

基準	判定	大島
人口おおむね50人以上	○	115人
人口減少率おおむね10%以上	○	H12→H22の人口減少率60.3%
指定についての要望の有無	○	あり
最短航路距離おおむね5km以上	×	庵治港～大島4.8km
寄港回数おおむね1日6回以下	×	庵治港、高松港～大島7便

大島振興方針及び振興方策検討経緯

平成25年7月19日:「大島の在り方を考える会」発足



平成26年1月31日:大島全体の振興方策について
(中間とりまとめ)



平成26年9月 5日:大島全体の振興方策について
(素案とりまとめ)



平成26年11月 :大島振興方策策定